

医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 6 号

医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例

医師修学資金貸付条例（平成20年岩手県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸付金額)</p> <p>第 5 条 修学資金の貸付金額は、年度（4 月 1 日から翌年 3 月31日までをいう。以下同じ。）ごとに<u>4,200,000円</u>の範囲内で知事が定める額とする。ただし、借受者が入学した日の属する年度の貸付金額は、入学金等（<u>5,300,000円</u>を限度とする。）を加えた額とすることができる。</p>	<p>(貸付金額)</p> <p>第 5 条 修学資金の貸付金額は、年度（4 月 1 日から翌年 3 月31日までをいう。以下同じ。）ごとに<u>4,400,000円</u>の範囲内で知事が定める額とする。ただし、借受者が入学した日の属する年度の貸付金額は、入学金等（<u>4,100,000円</u>を限度とする。）を加えた額とすることができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の医師修学資金貸付条例第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの決定を受ける者について適用し、同日前に貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。